

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況 (2) 豚及びいのししの場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1から36までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」にチェックを付けること。
- ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
- ・「一部できている」「できていない」と回答した項目については、記入欄に一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記載すること。

【 評価基準の目安 】

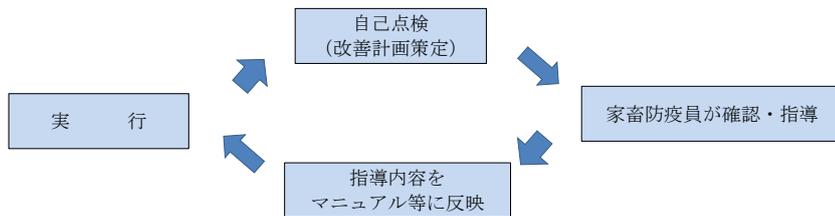
できている：項目の内容が遵守できている場合

一部できている：できている項目とできていない項目が両方ある場合

できていない：項目の内容が不遵守の場合

【 提出後の流れ ～改善に向けて～ 】

- ①家畜防疫員は、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家畜防疫員チェックボックスに「○」、「△」、「×」又は「-」（非該当）を記入する。
- ②改善が必要な項目については、家畜防疫員記入欄に改善指導の内容を記入し、家畜の所有者に提供する。
- ③改善指導があった場合、家畜の所有者は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。



●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全36項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～14】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目15～23】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目24～31】
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目32～36】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

分類	感染源 種類（代表例）	対策の実施場所（衛生管理区域内）				
		境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業員、外部者	15、16、17、18	32			24、25
物品	車両、重機	19	33			26、27
	器具、機材	20	34、35	31	28	26、27
	飼料、敷料	21、22、29				29
野生動物	ねずみ、たぬき			31	28、29、30	28、29、30
	野鳥				28、29	28、29
	はえ、ダニ				28、30	28、30
飼養環境	土壌、粉塵			31	31	31
家畜	死体、排せつ物		14、35		28	28
	豚、いのしし	14	14、35、36			14、35、36

農場名：

回答記入例
 できている 一部できている できていない

※「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」から1つ選択

家畜防疫員
チェック
ボックス

I 家畜防疫に関する基本的事項				
1 家畜の所有者の責務				
①関係法令を遵守している。 (関係法令の例) ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化製場等に関する法律	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない	
②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 (協力者の例) ・地域の他の家畜の所有者(飼養衛生管理者) ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない	
③(所有者以外に飼養衛生管理者がある場合) 飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認するとともに、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。 (情報の把握方法例) ・メール ・広報誌 ・FAX ・ウェブサイト	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない	
②家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない	
③家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底				
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの必要事項 (1)従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2)海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3)海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起 (4)衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の最新の防疫体制を確認できる平面図 (5)農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (6)可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (7)持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (8)野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 (9)手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに農場における防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない	
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない	
③家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

4 記録の作成及び保管

以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

①衛生管理区域に立ち入った者(※1)の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(※2)及び消毒の実施の有無(車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。) ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。 ※1 当該農場の従事者を除く。 ※2 所属等からその目的が明らかでない場合を除く。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。				
③(衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合)過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
④(従事者が海外に渡航した場合)滞在期間及び国又は地域の名称	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
⑤・導入、出荷又は移動を行った畜種の種類、頭数、健康状態 ・導入元、出荷先、移動先の農場等の名称 ・導入、出荷、移動の年月日	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
⑥飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況		<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
⑦家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

5 大規模所有者が講ずる措置

①飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。 (周知方法の例) ・飼養衛生管理マニュアル ・貼紙 ※以下の資料を添付 従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
②畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。 「同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭(肥育豚(月齢が満十月未満の豚をいう。)にあっては、一万頭)をこえないこと。)」	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、必要事項(※)を記載した対応計画を策定している。 ※防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資機材等の準備及び家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

9 分割管理を導入する際の措置

豚熱等の発生時の影響の緩和を図るため、衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理すること(「分割管理」)に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従っている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--	--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

6 獣医師等の健康管理指導

●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けている。 ※診療施設に家畜保健衛生所を含む	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
---	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

担当の獣医師の氏名

担当の診療施設の名称

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

死体の保管			
<input type="checkbox"/> なし			
<input type="checkbox"/> 屋内保管	<input type="checkbox"/> 隙間なし		
	<input type="checkbox"/> 隙間あり	対策	
<input type="checkbox"/> コンテナ			
<input type="checkbox"/> 蓋付容器			
<input type="checkbox"/> ネット	網目	cm	
	<input type="checkbox"/> 破損なし		
	<input type="checkbox"/> 破損あり	対策	
<input type="checkbox"/> ブルーシート			
<input type="checkbox"/> その他			
その他（必要に応じて記載）			
施設の種類			
具体的な侵入防止対策			

②定期的に当該設備並びに当該設備が設置された畜舎等の屋根及び壁面の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

③（大臣指定地域の場合）放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備を確保している。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
---	--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください
給餌場所の防鳥ネットの設置

<input type="checkbox"/> なし			
<input type="checkbox"/> あり	網目	cm	
	<input type="checkbox"/> 破損なし		
	<input type="checkbox"/> 破損あり	対策	

家畜を収容できる避難用の設備の確保
 なし あり

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

29 給餌設備、給水設備等の病原体による汚染の防止

①畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
---	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

②飼養する家畜には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】
使用している飲用水

<input type="checkbox"/> 水道水				
<input type="checkbox"/> 井戸水	異物混入	<input type="checkbox"/> なし		
		<input type="checkbox"/> あり		
<input type="checkbox"/> 湧水	異物混入	<input type="checkbox"/> なし		
		<input type="checkbox"/> あり		
<input type="checkbox"/> その他				

水質検査
 実施していない 実施している（ 回/年） 検査不要

飲水消毒
 実施していない 実施している 消毒不要

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

30 ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください
ねずみの駆除対策

<input type="checkbox"/> 殺鼠剤 <input type="checkbox"/> 粘着シート			
<input type="checkbox"/> その他：（ ）			

害虫の駆除対策

<input type="checkbox"/> 殺虫剤 <input type="checkbox"/> 粘着シート <input type="checkbox"/> アブトラップ			
<input type="checkbox"/> その他：（ ）			

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

31 衛生管理区域内の整理整頓、畜舎等施設の清掃及び消毒				
衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠られる場所をなくすとともに、病原体が残存しないようにするため、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等並びに畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行うとともに、敷地及び畜舎等の施設を定期的に消毒している。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止				
34 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等				
●衛生管理区域から、家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、家畜の死体又は排せつ物を持ち出す場合にあっては、漏出が生じないようにしている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください				
漏出防止方法（死体）				
<input type="checkbox"/> 屋根付きトラック <input type="checkbox"/> 蓋付き容器 <input type="checkbox"/> ブルーシート				
<input type="checkbox"/> その他：（ ）				
漏出防止方法（排せつ物）				
<input type="checkbox"/> 蓋付き容器 <input type="checkbox"/> ブルーシート				
<input type="checkbox"/> その他：（ ）				
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
35 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止				
①特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> できていない	
②（従業員がいる場合）従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> できていない	
③（特定症状が確認された場合）農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない	
④（特定症状が確認された場合）衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
36 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止				
※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている必要がある。				
①特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない
②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行っていない。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない
③（当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない
④（飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

※ 特定症状

1. 豚熱及びアフリカ豚熱を疑う症状

① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。

② 同一の畜房内において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかでない場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかでない場合はこの限りではない。

(1) 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退

(2) 便秘、下痢

(3) 結膜炎

(4) 歩行困難、後肢麻痺、けいれん

(5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

(6) 流死産等の異常産の発生

(7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかでない場合は、この限りではない。

④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個未満/ μ l）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかでない場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかでない場合はこの限りではない。

2. 口蹄疫を疑う症状

① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

② 同一の畜房内（一つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかでない場合は、この限りでない。

確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名： _____

確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名： _____